

名寄市消費生活センター

「総合消費料金に関する訴訟最終告知」のハガキに注意！

事 例

自宅に「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」と書かれたハガキが届いた。「利用料金の未払いがあり、民事訴訟として訴状が提出された。裁判取り下げ期日までに連絡をしないと、給与・不動産が差し押さえられる」との内容である。身に覚えがないがどうしたらよいか。
(市内50代女性)



消費者へのアドバイス

- 今年度は、全国的に同様の相談が増加しており、9月に入り、市内や近郊で相談が急増していますのでご注意ください。
- ハガキの差出人は「民事訴訟管理センター」ですが、実在する機関ではありません。
- ハガキには、「民事訴訟による訴状が提出されている」「連絡しなければ給与・不動産を差し押さえる」などと書かれており、ハガキを受け取った人に不安を与え、連絡させようとする手口です。
- 連絡すると、電話番号などの個人情報を知られ、お金を要求される恐れがあります。絶対に連絡しないで無視をしましょう。
- 心配な時は、消費生活センターか24時間対応の警察相談ダイヤル#9110まで相談してください。

●問い合わせ先

名寄市消費生活センター TEL・FAX/ 01654-2-3575

◆相談時間 9:15~16:00 ◆休日/土・日・祝日